

北広島市いじめ防止基本方針の改定について（改定のポイントと新旧対照表）

ポイント	現 行	改 定 案
<p>◆いじめの定義から除かれていた「けんか」の扱い及びいじめの「解消」の定義について</p>	<p>(2) いじめの定義 ～ 略 ～</p>	<p>(2) いじめの定義 ～ 略 ～</p> <p>⑤ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。 なお、いじめ解消の定義を次のように明確化し、学校はいじめが解消に至るまで被害者への支援を継続することとします。</p> <p>① いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んで少なくとも3か月を目安とします）</p> <p>② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。</p>
<p>◆道徳教育の充実について</p>	<p>2 いじめ防止等のための市及び市教育委員会の役割と対策 (3) 市及び市教育委員会が実施する対策</p> <p>① いじめの未然防止 ～ 略 ～</p> <p>ア 学校におけるいじめ防止に向けた道徳教育や体験活動の充実 全ての学校において、児童生徒が豊かな心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめ防止に資するということを踏まえ、あらゆる教育活動を通じて道徳教育や、ボランティア体験などの様々な体験活動を充実するよう努めます。</p>	<p>2 いじめ防止等のための市及び市教育委員会の役割と対策 (3) 市及び市教育委員会が実施する対策</p> <p>① いじめの未然防止 ～ 略 ～</p> <p>ア 学校におけるいじめ防止に向けた道徳教育や体験活動の充実 全ての学校において、児童生徒が豊かな心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめ防止に資するということを踏まえ、道徳教育の充実や、あらゆる教育活動を通じて、ボランティア体験などの様々な体験活動を充実するよう努めます。</p>
<p>◆外国から帰国した児童生徒や性同一性障害、震災により被災したなどの児童生徒の正しい理解について</p>	<p>イ いじめ防止のための児童生徒の人権についての啓発 市では、平成25年度から「子どもの権利条例」を施行しており、自分の権利と他人の権利を尊重することについて、児童生徒自身の理解を深めることとしています。この人権尊重の意識向上がいじめ防止に重要であることから、広く児童生徒に対する人権についての啓発を進めるほか、人権擁護委員等と連携するなどして、学校においても人権教育を進めます。</p>	<p>イ いじめ防止のための児童生徒の人権についての啓発 市では、平成25年度から「子どもの権利条例」を施行しており、自分の権利と他人の権利を尊重することについて、児童生徒自身の理解を深めることとしています。この人権尊重の意識向上がいじめ防止に重要であることから、広く児童生徒に対する人権についての啓発を進めるほか、人権擁護委員等との連携、下記に記述する児童生徒への正しい理解について、学校においても人権教育を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒 ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国と係わりを持つ児童生徒 ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る悩みを持つ児童生徒 ・震災などにより被災した児童生徒または、原子力発電所事故により

ポイント	現 行	改 定 案
◆就学前の幼児や保護者に対する説明について	<p>エ 保護者への啓発、教職員の研修 ～ 略 ～</p> <p>また、教職員のいじめに対する対応力の向上のため、校外研修への参加や、校内組織を活用した研修を促進します。</p>	<p>避難している児童生徒 ・その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒</p> <p>エ 保護者への啓発、教職員の研修 ～ 略 ～</p> <p>また、幼児期から発達段階に応じ相手を尊重する心を育む取り組みを進めるとともに、就学前のガイダンスの実施などにより幼児や保護者に対しての啓発に努めます。 教職員のいじめに対する対応力の向上のため、校外研修への参加や、校内組織を活用した研修を促進します。</p>
◆学校評価の評価項目への位置づけについて	<p>⑨ 学校評価等に関する留意事項 学校は、いじめの実態把握やその対応が適切に行われているかについて評価を行い、市教育委員会は、その評価結果を踏まえた改善に取り組むよう支援を行うこととします。</p>	<p>⑨ 学校評価等に関する留意事項 学校は、いじめの実態把握やその対応が適切に行われているかについて評価を行い、市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけさせます。 評価についての改善や取り組み等について組織的に支援します。</p>
◆学校いじめ防止基本方針について	<p>3 いじめ防止等のための学校と教職員の役割と対策 ～ 略 ～</p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 ～ 略 ～</p> <p>① 市の学校基本方針に定める内容 本市の学校基本方針については、単なる方針ではなく、いじめを防止するための具体的実施体制などを定めた計画であることとします。 その内容については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止 ・いじめの早期発見 ・いじめに対する措置 ・教育相談体制 ・生徒指導体制 ・校内研修等 <p>などを盛り込むこととし、具体的な取り組み方法等についても定めることとします。 なおこの際、学校で以前から取り組んでいる独自のいじめ防止の取り組みや、地域の特定団体の協力を得た健全育成の取り組みなど、学</p>	<p>3 いじめ防止等のための学校と教職員の役割と対策 ～ 略 ～</p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 ～ 略 ～</p> <p>① 市の学校基本方針に定める内容 本市の学校基本方針については、単なる方針ではなく、いじめを防止するための具体的実施体制などを定めた計画であることとします。 また、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのため、年間を通していじめの防止に関するさまざまな取り組みが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止プログラムの策定 … いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について、体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針やその具体的な指導内容のプログラム化 ・早期発見・いじめ事案への対処マニュアルの策定 … アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方等 ・加害者児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針

ポイント	現 行	改 定 案
	校の特色を活かしたいじめ防止に資する取り組みについて、盛り込むことなども考えられます。	などを盛り込むこととし、併せて、いじめ防止等のための取り組みに係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価するとともに、具体的な取り組み方法等についても定めることとします。 なおこの際、学校で以前から取組んでいる独自のいじめ防止の取り組みや、地域の特定団体の協力を得た健全育成の取り組みなど、学校の特色を活かしたいじめ防止に資する取り組みについて、盛り込むことなども考えられます。
◆学校基本方針の周知について	② 学校基本方針の公開と見直しにあたっての留意事項 学校基本方針は、保護者や地域の理解を得るため、学校のホームページなどで公開することとします。 また、児童生徒のいじめ防止に対する意識向上の一つの手段として、学校の方針の概略を児童生徒にも説明し、方針の見直しの際などには、保護者や地域、児童生徒からの意見を求め、それらの意見を聴取した上で見直しすることとします	② 学校基本方針の公開と見直しにあたっての留意事項 学校基本方針は、保護者や地域の理解を得るため、学校のホームページやその他の方法で誰もが容易に確認できるようにするとともに、その内容を入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等に説明することとします。 また、児童生徒のいじめ防止に対する意識向上の一つの手段として、学校の方針の概略を児童生徒にも説明し、方針の見直しの際などには、保護者や地域、児童生徒からの意見を求め、それらの意見を聴取した上で見直しすることとします。
◆スクールソーシャルワーカーの活用について	(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 ～ 略 ～ ① いじめ対策委員会の構成 ～ 略 ～ なお、委員会には、法律の定めにもあるように「複数の教職員と心理、福祉の専門知識を有する者、その他の関係者で構成する」こととなっており、学校に配置されるスクールカウンセラー、心の教室相談員なども状況に応じて参加させることによって、より効果的な対応や情報の共有などができるものと考えます	(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 ～ 略 ～ ① いじめ対策委員会の構成 ～ 略 ～ なお、委員会には、法律の定めにもあるように「複数の教職員と心理、福祉の専門知識を有する者、その他の関係者で構成する」こととなっており、学校に配置されるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員なども状況に応じて参加させることによって、より効果的な対応や情報の共有などができるものと考えます。
◆学校いじめ対策組織について	② いじめ対策委員会の役割 ～ 略 ～ 特にいじめやその疑いがある事案が生じた場合、ひとりの教員が抱え込まずに、いじめ対策委員会が組織的に受け止め、それが「いじめであるかどうか」から判断して対処する、相談の窓口としても機能することが重要です。	② いじめ対策委員会の役割 ～ 略 ～ 併せて、学校基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているか点検、検証、見直しを行う。(PDCAの実行を含む) 特にいじめやその疑いがある事案が生じた場合には、いじめがあるとの認識のもとで早急に対応することとします。

ポイント	現 行	改 定 案
	<p>そして、いじめ対策委員会の中で情報が集約、共有され、どのような体制でどのように指導するかなどの対応を決定し、その対応も複数の教職員で支援するなど、組織的に対応を行うこととします。</p>	<p>また、相談の窓口としても大事にすることとします。 そして、いじめ対策委員会の中で情報が集約、共有され、どのような体制でどのように指導するかなどの対応を決定し、その対応も複数の教職員で支援するなど、組織として一貫した対応を行うこととします。</p>
<p>◆事案対処について</p>	<p>(3) 学校におけるいじめ防止等に関する対応等 ～ 略 ～</p> <p>多くの児童生徒がいじめを受ける側になり、またいじめを行う側にもなっているという事実を基本に、学校は「どの生徒にも、どの学校でもいじめは起こりうる」という危機感をもって様々な取り組みを進めることとし、いじめの未然防止に重点を置きながら、発生するいじめに対しては可能な限り早期に発見し、その対処に当たることとします。</p>	<p>(3) 学校におけるいじめ防止等に関する対応等 ～ 略 ～</p> <p>多くの児童生徒がいじめを受ける側になり、またいじめを行う側にもなっているという事実を基本に、学校は「どの児童生徒にも、どの学校でもいじめは起こりうる」という危機感をもって様々な取り組みを進めることとし、いじめの未然防止に重点を置きながら、発生するいじめに対しては可能な限り早期発見することが大切です。 いじめやその疑いのある情報を確認した場合には、学校基本方針や早期発見・いじめ事案への対処マニュアル（いじめ危機管理マニュアル）に基づき、情報共有のための手順や内容を定めたチェックリスト等を作成し、情報の共有を全教職員で行い、その対処に当たることとします。</p>
<p>◆いじめの未然防止について</p>	<p>① いじめの未然防止 ～ 略 ～</p> <p>学校は、児童生徒にとっての日常の学校生活が、このような場であり続けるように常に努力していくこととし、その上で次のような取り組みを進めていくこととします。</p>	<p>① いじめの未然防止 ～ 略 ～</p> <p>未然防止のために、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業づくりや集団づくりが大切であり、次のような取り組みを進めていくこととします。</p>
<p>◆最新のデータについて</p>	<p>ア 「いじめは絶対に許されない」 ことについて理解を促す教育、指導の推進 平成26年5月に市で実施した「いじめ把握のためのアンケート調査」では、「いじめが許されないことだと思わない」と回答した児童生徒が、一定の割合（3～5%）で存在します。 また、「わからない」と答えた分と合計すると、児童生徒全体の約2割が「いじめが許されないことである」と考えていないこととなります。 ～ 略 ～</p>	<p>ア 「いじめは絶対に許されない」 ことについて理解を促す教育、指導の推進 平成28年11月に市で実施した「いじめ把握のためのアンケート調査」では、「いじめが許されないことだと思わない」と回答した児童生徒が、一定の割合（3～5%）で存在します。 また、「わからない」と答えた分と合計すると、児童生徒全体の約6%が「いじめが許されないことである」と考えていないこととなります。 ～ 略 ～</p>

ポイント	現 行	改 定 案
◆児童生徒のコミュニケーション能力の形成について	イ 児童生徒自らが取り組む活動への支援 児童生徒が自主的に取り組む児童会や生徒会活動、学級活動において、いじめの根絶等の取り組みについて支援し、また、学校外で行われる児童生徒を対象とした子ども会議等への参加を促進します。	イ 児童生徒自らが取り組む活動への支援 児童生徒が自主的に取り組む児童会や生徒会活動、学級活動において、いじめの根絶等の取り組みについて支援するとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。 また、学校外で行われる児童生徒を対象とした事業等への参加を促進します。
◆ 教職員等の研修について	オ 学校内外での教職員等の研修 教職員の言動や、取り組みのあり方が児童生徒に大きな影響を与えることから、いじめを生まないためにどのような取り組みが必要かについて、学校内で研修を実施していくほか、学校外の研修にも参加をしていくこととします。	オ 学校内外での教職員等の研修 教職員の言動や、取り組みのあり方が児童生徒に大きな影響を与えることから、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した研修や、いじめを生まないためにどのような取り組みが必要かについて、学校内で研修を実施していくほか、学校外の研修にも参加をしていくこととします。
◆インターネット上のいじめやトラブルについて	カ インターネット上のマナーなどの指導や啓発 インターネット上でのいじめやトラブルの未然防止のため、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンの正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進するとともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくよう努めることとします。	カ インターネット上のマナーなどの指導や啓発 インターネット上の行為がいじめの被害者にとどまらず、学校や家庭・地域社会に多大な被害や深刻な影響を及ぼすことがあり、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となることがあります。 インターネット上でのいじめやトラブルの未然防止のため、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンの正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進するとともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくよう努めることとします。
◆柔軟な対応について	② いじめの早期発見 いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装ったりして行われることが多いのが実情です。 児童生徒のささいな変化に気付くこと、気付いたらそれを軽視することなく、いじめではないかとの疑いをもって関わり、他の教職員と情報を共有しながら、積極的に発見できるよう努めることとし、その上で次のような取り組みを進めていくこととします。	② いじめの早期発見 いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装ったりして行われることが多いのが実情です。 児童生徒のささいな変化やアンケート等により初めて事実気付いたらそれを軽視することなく、いじめではないかとの疑いをもって関わり、他の教職員と情報を共有しながら、積極的に発見できるよう努めることとし、その上で次のような取り組みを進めていくこととします。 また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらず良好な関係に修復できた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能で

ポイント	現 行	改 定 案
		<p>す。 ただし、このような場合であっても法が定義するいじめに該当することから、いじめ対策委員会への情報共有は必要とします。</p>
<p>◆学校基本方針やいじめ対策委員会の認知について</p>	<p>ア アンケート調査などの実施 年間複数回の定期的なアンケート調査を行うほか、必要に応じて随時のアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努めることとします。</p>	<p>ア アンケート調査などの実施 年間複数回の定期的なアンケート調査を行うほか、必要に応じて随時調査を実施し、いじめの早期発見に努めることとします。 また、学校基本方針やいじめ対策委員会の存在、活動内容等について具体的に認識しているかなどを併せて調査することとします。</p>
<p>◆児童生徒がSOSを発信した後の学校の対応について</p>	<p>エ 学校での相談窓口の周知 児童生徒や保護者が必要な時にいつでも相談ができるよう、いじめ対策委員会として相談窓口を設けるとともに、また、地域住民からも情報提供を受けられるよう、地域に回覧する学校だよりや学校のホームページなどで周知に努めます。</p> <p>③ いじめに対する対応 ～ 略 ～</p> <p>ア いじめ対策委員会での対応 いじめを発見し、通報を受けた場合には、担任などがひとりで対処するのではなく、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、その上で同委員会が中心となって、関係する児童生徒から聞き取りをし、いじめの事実確認を行うなど、組織的に対応することとします</p>	<p>エ 学校での相談窓口の周知 児童生徒が自らSOSを発信することや、情報を伝えることは当該児童生徒にとって大変な勇気を要することであることを十分理解する必要があります。 児童生徒や保護者が必要な時にいつでも相談ができるよう、いじめ対策委員会として相談窓口を設けるとともに、また、地域住民からも情報提供を受けられるよう、地域に回覧する学校だよりや学校のホームページなどで周知に努めます。</p> <p>③ いじめに対する対応 ～ 略 ～</p> <p>ア いじめ対策委員会での対応 いじめを発見し、通報を受けた場合には、担任などがひとりで対処するのではなく、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、その上で同委員会が中心となって他の業務に優先して、関係する児童生徒から聞き取りをするなど情報を収集し、いじめの事実確認を行うなど、組織的に一貫した対応をとることとします。</p>
<p>◆児童生徒や保護者からの申立について</p>	<p>5 重大事態への対処 ～ 略 ～</p> <p>(1) 重大事態の定義について 法第28条第1項においては、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1号）」又は「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第2号）」に該当するようないじめを「重大事態」と定めています。</p>	<p>5 重大事態への対処 ～ 略 ～</p> <p>(1) 重大事態の定義について 法第28条第1項においては、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1号）」又は「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第2号）」に該当するようないじめを「重大事態」と定めています。</p>

ポイント	現 行	改 定 案
		<p>また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとします。</p>
◆重大事態について		<p>(6) 重大事態の留意事項 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意してください。</p> <p>① 児童生徒が自殺を企図した場合 ・軽症で済んだものの、自殺を企図した。</p> <p>② 心身に重大な被害を負った場合 ・リストカットなどの自傷行為を行った。 ・暴行を受け、骨折した。 ・投げ飛ばされ脳震盪となった。 ・殴られて歯が折れた。 ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。 ・心的外傷後ストレス障害と診断された。 ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。 ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。 ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。</p> <p>③ 金品等に重大な被害を被った場合 ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。 ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。</p> <p>④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合 ・欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。</p>